告

示

目

次

収用の裁決手続開始の決定......

(監

理

課 :

示

第二千三百二十八号

平成十六年
五月十九日
(水曜日)

道路の供用の開始...... 右 開発行為に関する工事の完了..... 土地改良区の定款変更の認可...... 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示..... 道路の区域の変更. 公有水面埋立ての免許の出願の要領. 青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規 保安林の指定解除. 保安林の指定予定..... 収用委員会 公 (建築住宅課) (農村整備課) **林** 政健 (道 (農村整備課) 整漁 港漁 路 同 同同 政 同 課 : 課 : 課祉 : : : : :

青森県告示第三百八十三号

|百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

平成十六年五月十九日

保安林予定森林の所在場所

五の九七 五所川原市大字持子沢字隠川六九五の五、六九五の三八、六九五の九六、六九

青森県知事

Ξ

村

申

吾

- 保安林指定の目的 干害の防備
- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に 主伐は、択伐による。
- (3)係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所

 $\stackrel{-}{\longleftrightarrow}$

五所川原市大字持子沢字隠川六九五の五、六九五の三八、六九五の九六、六九

五の九七 保安林指定の目的

- (\equiv) 指定施業要件 公衆の保健
- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

原市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする

青森県告示第三百八十四号

て準用する同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

平成十六年五月十九日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

保安林の所在場所

青森市大字横内字鏡山一四の四 (次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

保安林解除の理由

県

森

報

鉄道用地とするため

青

「次の図」は、 省略し、 その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備

え置いて縦覧に供する。

青森県告示第三百八十五号

次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により、

平成十六年五月十九日

て準用する同条第一項の規定により告示する。

青森県知事 Ξ 村 申

吾

保安林の所在場所

西津軽郡鰺ケ沢町大字湯舟町字若山一九五の二四七

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

Ξ 保安林解除の理由

その関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川

指定理由の消滅

青森県告示第三百八十六号

次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、 て準用する同条第一項の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 同法第三十三条第六項におい

平成十六年五月十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

保安林の所在場所

西津軽郡鰺ケ沢町大字中村町字上清水崎一二〇の一三四、一二〇の一三五、一二

〇の一三六、一二〇の一三七

二 保安林として指定された目的

Ξ

土砂の流出の防備

保安林解除の理由

指定理由の消滅

青森県告示第三百八十七号

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年五月十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程

青森県国土調査事業補助金等交付規程 (昭和四十年十月青森県告示第七百八十七号)

の一部を次のように改正する。 第一条中「国土調査事業等」を「国土調査事業」に改める。

土調査事業」に改め、 第二条の見出しを「 (国土調査事業) 」に改め、同条中「国土調査事業等」 「並びに地籍活用GIS推進事業実施要領 (平成十四年四月 | を「国

に基づく地籍活用GIS推進事業」を削る。 日付け国土国第六百三十六号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「要領」という。)

則長也曾括用はこら生生『巻の長を削ら。する経費』を削る。第二条の三中「並びに市町村が要領に基づく地籍活用GIS推進事業を行うのに要

別表地籍活用GIS推進事業の項を削る。

附带経費

賁

費

第一号様式の別紙中

「 (地籍活用GIS推進事業の場合)

<u>.</u>				Ĺ	±
				[S	
] [I)	۲
			km²	尹未刈 炙田恒	# * * * * *
		٦ļ	٧,	#	II
	빡	- 9	ステム構築	 	k
	+	整	△構	>	ব
		権	篠	J	>
			迅	# 用	‡
•			迅	洄	負担
				큪	×
			田	町村	分
				ā	Ĥ
				ф	#
_	-				

第2 中薬具(※4 ※超家)
第二号様式を次のように改める。
を削り、同様式の別紙の注中4を削り、5を4とする。

収 支 予 算 書

収入の部

県補助金 市町村費等 (負担金) |X|빡 分 本年度予算額 田 前年度予算額 田 華 끘 田 楔 竝 減 減 田 備光

支出の誤

直接経費	∖	ব
	7	Þ
Ш	半	· H W
	別十反了弃領	在 再 以 然
田	蓶	比較
3	減	増 減
	ų E	# #

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

唧

賁

費

第六号様式の別紙中

「 (地籍活用GIS推進事業の場合)

				班
				×
				加
	빡	データ整備	システム構築	事業区分
			%	進ちよく率
				備
				₩
_				

を削る。

第八号様式を次のように改める。

第8号樣式 (第10条関係)

事業費精算書

1 収入の部

県 補 助 金 (負担金)	2	⊲
	相昇	
迅	口	참
	ļ	Ņ
	串	B
ⅎ	贸	참 퍼
ⅎ	描	比數
Œ	減	増減
	7	# #

市町村費等計		
	뿌	市町村費等

			附带経費			直接経費	[7		2 支出の部	ᅖ	市町村費等
							2	<u>ن</u>			
	無具	馬		紙皿	馬						
							Ì	丰			
								B			
						迅	設	함			
1							Ĺ	kı			
) 知				
						迅	以				
-						Ш					
						ⅎ	華	比較			
						3	減	増減			
							J)	· 注			

<u>'</u> 補助金 (負担金)の交付の対象となる経費以外の経費は、 精算額から除く

빡

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第九号様式中

(地籍活用GIS推進事業の場合)

			Ę	<u></u> ≰ ⊲
			ı,	۲
		km²	事 未ど3%回信	# * *
빡	データ整備	システム構築	# 	#
		田	# # =	#
		田	洄	負担
		迅	市町村	区分
			₫	Ĥ
			ſυ	Ħ

を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第三百八十八号

年五月十日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十六 同法第三条第一項の規定に

え置いて縦覧に供する。 なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、 鰺ケ沢町役場に備

より、その要領を次のとおり告示する。

平成十六年五月十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願人の住所及び名称 青森市長島一丁目一の一

青森県

代表者の住所及び氏名

2

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

西津軽郡鰺ケ沢町大字浜町一 番一地先公有水面

2 区 域

を結ぶ春分・秋分の日の満潮位 (東京湾中等潮位プラス ・五八一メートル) に 次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点

おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

鰺ケ沢港北防波堤灯台 (北緯四) 度四七分 の地点 四六一・七八九) から二六七度二 分一八秒五 五・二一一メートル 二分四二秒) (×座標= 八七三九七・五四四) (Y座標= マイナス五二 八秒) (東経一四 度一

の地点 の地点 の地点 の地点 の地点から二六九度一二分三 秒一・ハニメートルの地点 の地点から一七九度一二分三五秒七八・八六メートルの地点 の地点から八八度五三分一九秒三一・八九メートルの地点 の地点から五八度二六分 秒五・九八メートルの地点

3 面積

埋立てに関する工事の施行区域 五七六・九七平方メートル

Ξ

2

区域 西津軽郡鰺ケ沢町大字浜町一 番一地先公有水面

を結ぶ春分・秋分の日の満潮位 (東京湾中等潮位プラス)・五八一メートル) に 次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点

おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。 鰺ケ沢港北防波堤灯台 (北緯四) 度四七分 八秒) (東経一四 度一

四六一・七八九) から二六七度二 分一八秒五 五・二一一メートル 二分四二秒) (×座標 = 八七三九七・五四四) (Y座標 = マイナス五|

の地点 の地点 の地点から五八度二六分 秒五・九八メートルの地点

の地点 の地点 の地点から一七九度一二分三五秒七九・一七メートルの地点 の地点から八八度五三分一九秒八五・五七メートルの地点

の地点 の地点から二六九度一二分三 秒五五・五 メートルの地点

3 面積

ハー七・五八平方メートル

埋立地の用途

兀

漁港施設用地

青森県告示第三百八十九号

年五月十日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十六 同法第三条第一項の規定に

より、その要領を次のとおり告示する。

置いて縦覧に供する。 なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、 深浦町役場に備え

平成十六年五月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目一の

青森県

代表者の住所及び氏名

2

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村申吾

= 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字関字栃沢九三番地一一号から、同町大字関字栃沢一

区域

地一号を経て、同町大字関字栃沢一

八番地六号に至る間の地先公有水面

番

2

により囲まれた区域。 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と③の地点を直線で結んだ線

の地点 二等三角点 (玉五) 追上 (X座標八二八一 標マイナス六四 八 一四九、東経一四 度四分二八秒四三 八)から七六度三分五一秒 六 メートル) (北緯四 度四四分三六秒 ・二 ハメートル、Y座

の地点 八二五・九八メートルの地点 の地点から一二八度五九分一九秒一・一五メートルの地点

の地点

の地点から一七七度四〇分五二秒一五・ 五メートルの地点

の地点 の地点から一二六度二〇分七秒二七・三 メートルの地点 の地点

の地点から一三一度五

分三四秒二七・三一メートルの地点

の地点 の地点から一二二度九分二一秒二三・五六メートルの地点

の地点 の地点から一二〇度一四分五三秒二三・五六メートルの地点

の地点 の地点 の地点から二九度三分四二秒八・一九メートルの地点 の地点から一一九度三分四三秒二七・六六メートルの地点

の地点 の地点から一一九度三分四二秒五五・一六メートルの地点

の地点 の地点 の地点から二八五度五九分五三秒二一・九五メートルの地点 の地点から二 度三分四二秒六・八四メートルの地点 一号を経て、

同町大字関字栃沢一

八番地六号に至る間の地先公有水面

番

2

より囲まれた区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びァの地点とメの地点を直線で結ぶ線に

の地点

二等三角点 (玉五) 追上 (×座標八二八一

標マイナス六四

六

メートル)

(北緯四

度四四分三六秒

・ニーハメートル、

Y 座 Ξ

3 埋立てに関する工事の施行区域 ③の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 29の地点 ②の地点 窓の地点 ②の地点 26の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 西津軽郡深浦町大字関字栃沢九三番地一一号から、 三、一四九・五六平方メートル ◎の地点から三三度四七分六秒三・五四メートルの地点 ③の地点から三 ③の地点から二九五度五 ◎の地点から三 八度三七分一二秒三 ・九六メートルの地点 ∞の地点から三 三度二三分二一秒三三・六九メートルの地点 ②の地点から三五度一八分一七秒 ・七七メートルの地点 ◎の地点から三四九度四六分四一秒二・二二メートルの地点 ◎の地点から二五度三三分七秒七・四一メートルの地点 ∅の地点から二九一度二三分一六秒三・四一メートルの地点 ③の地点から三五四度 分四 秒二・五六メートルの地点 ◎の地点から二五一度三一分四四秒二・一五メートルの地点 ②の地点から二七 の地点から二七六度二五分一九秒二・六一メートルの地点 の地点から一九 の地点から二八三度五 の地点から二七一度四六分四六秒四・四六メートルの地点 の地点から二八七度四五分三三秒七・七四メートルの地点 の地点から二九五度三八分三四秒五・一九メートルの地点 の地点から二九七度三分一五秒一二・四九メートルの地点 の地点から二九二度一五分三四秒七・一三メートルの地点 の地点から二八七度四五分二四秒五・二四メートルの地点 九度四三分一五秒一 ・五八メートルの地点 度四七分四三秒一・八三メートルの地点 度二六分三一秒一・七五メートルの地点 分一一秒五・七四メートルの地点 分二五秒四五・五六メートルの地点 同町大字関字栃沢

秒一八三 ・ 四メートルの地点 一四九、東経一四 度四分二八秒四三 八) から七五度五八分二

ノの地点 マの地点 への地点 フの地点 ヒの地点 ハの地点 ネの地点 ヌの地点 ニの地点 ナの地点 トの地点 テの地点 ッの地点 チの地点 タの地点 ソの地点 セの地点 スの地点 シの地点 サの地点 コの地点 ケの地点 クの地点 キの地点 カの地点 オの地点 エの地点 ゥの地点 イの地点 の地点 ホの地点から二九五度五 二の地点から

二五一度

三一分四四秒

二・一五メートルの地点 テの地点から

一九

度四七分四三秒

一・八三メートルの地点 コの地点から二 九度三分四二秒 一・八四メートルの地点 クの地点から

二九度三分四二秒

八・

一九メートルの地点 **≠の地点から−−九度三分二九秒二−−・七−メートルの地点** カの地点から一一九度三六分三 秒二 オの地点から|||||度四七分四秒||三・| 九メートルの地点 ェの地点から一二八度五二分八秒五一・九 ゥの地点から アの地点から一二九度七分四五秒五・七四メー への地点から三 ヒの地点から三五度一八分一七秒 ハの地点から三四九度四六分四一秒二・二二メートルの地点 ネの地点から二九一度二三分一六秒三・四一メートルの地点 ヌの地点から三五四度 ナの地点から二七 トの地点から二七六度二五分一九秒二・六一メートルの地点 ッの地点から二八三度五 分二五秒四五・五六メートルの地点 **チの地点から二七一度四六分四六秒四・四六メートルの地点** タの地点から二八七度四五分三三秒七・七四メートルの地点 ソの地点から二九五度三八分三四秒五・一九メートルの地点 セの地点から二九七度三分一五秒一二・四九メートルの地点 スの地点から二九二度一五分三四秒七・一三メートルの地点 シの地点から二八七度四五分二四秒五・二四メートルの地点 **サの地点から二八五度五九分五三秒二一・九五メートルの地点** ヶの地点から一一九度三分四二秒六 ・一六メートルの地点 ィの地点から二一八度四二分四六秒四・五一メートルの地点 ノの地点から二五度三三分七秒七・四 一七二度二七分四二秒一 八度三七分一二秒三 三度二三分二一秒三三・六九メートルの地点 度二六分三一秒一・七五メートルの地点 分四 分一一秒五・七四メートルの地点 秒二・五六メートルの地点 ・七七メートルの地点 |三・四八メートルの地点 ーメートルの地点 ・九六メー トルの地点 ・二一メートルの地点 メートルの地点 トル 地

1

玉

道

四五四号

2

県

道

名川階上

第2328号

番図 号面

種道 路

類の

路

線

ムの地点 ミの地点 メの地点 面積 ミの地点から三三度四七分六秒三・五四メートルの地点 ムの地点から四 マの地点から三 九度四三分一五秒一・五八メートルの地点 度三一分三秒二七・三 メートルの地点

埋立地の用途

兀

漁港施設用地

3

四、二一六・五六平方メートル

青森県告示第三百九十号

道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 同項の規定により公示する。 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 告示の日から平成十六年六月十八日まで青森県県土整備部

平成十六年五月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

A A	_	Ę	크 	名
三戸郡南郷村大字中野字家口二四の二まで	三戸郡南郷村大字中野字志民長根二三の六から	三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の九八まで	三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の九八から	変更の区間
後	前	後	前	前変 後更 別の
二四・〇〇メートルまで	二一・五〇メートルまで	一五・九〇メートルまで	一二・五〇メートルまで	敷地の幅員
九四〇・〇〇メートル	九四〇・〇〇メートル	三00・00メートル	三00・00メートル	敷地の延長
				備考

青森県告示第三百九十一号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

名川階 上線

5

三戸郡南郷村大字中野字志民長根二三の六か 三戸郡南郷村大字中野字家口二四の二まで

"

四国 五道 四 号

三戸郡新郷村大字戸来字雨池三戸郡新郷村大字戸来字雨池

一一の九八まで

平成

콧

∓. 元

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、告示の日から平成十六年六月十八日まで青森県県土整備部

平成十六年五月十九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

始 の X 間 の供 期 期 開 日始

路

線

名

供

用

開

公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

Ξ

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年五月十九日

特定役務の名称及び数量

青森県立保健大学清掃作業等業務委託

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立保健大学事務局総務課

青森市大字浜館字間瀬五八の

契約の方法

般競争入札

兀 契約の相手方を決定した日

報

平成十六年四月一日

契約の相手方の名称及び住所

県

五

キョウワプロテック株式会社

福島県福島市五月町三の二〇

契約金額

青

六

森

千六百九十七万七千三十円

契約の相手方を決定した手続

七

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

方としたものである。

入札の公告を行った日

平成十六年二月十三日

土地改良区の定款変更の認可

平土地改良区の定款の変更を平成十六年五月十二日認可したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 同条第三項の規定 荒屋

平成十六年五月十九日

により公告する。

吾

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、

都市計画法

(昭和四十三年法律

開発行為に関する工事の完了

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県知事 Ξ 村 申

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

から九七の二七までれ、九七の二七まで入がら九七の二一まで及び九七の二三十和田市東十五番町九七の一、九七の一十和田市東十五番町九七の一、九七の 名開 称発 区域 (工区) に含まれる地域の 十和田市東十三番町一七の四 (名称) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 ホ | Δ

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

の裁決手続の開始を決定したので、 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により、 次のとおり公告する。 収用

平成十六年五月十九日

青森県収用委員会会長

平

田 由

世

弘前市

起業者の名称

事業の種類

弘前広域都市計画道路事業三・三・二号富士見町撫牛子線

Ξ 裁決手続の開始を決定した土地の所在、 地番、 地目及び地積等

別表のとおり

六 五 住 所

兀

土地所有者の氏名及び住所

氏名

青森県弘前市大字植田町三番地一 有限会社中田商事 代表取締役

中田好子

裁決手続の開始を決定した年月日 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表 平成十六年五月十日

						r		
22.81	246.52	246.52	书	ηЪ	若	чı	101番 1	青森県弘前市 大字士手町
の面積(m)	実	公 簿	况	現	簿	公		H G C Z I
- - - - - - - - - - - - - -	(m²)	地積		Ш	书		· 美 米	十 幸 う 別 対
	香 等	地目及び地積等	书	地翻、		10 j	定した土地	裁決手続の開始を決定した土地の所在

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行